

「使用済自動車の再資源化等に係る行政処分基準」の制定案概要

1 趣旨

使用済自動車等のリサイクル・適正処理を確保するため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、引取業者・フロン類回収業者・解体業者・破碎業者に対して行政処分を行う際の処分基準を制定します。

2 概要

本処分基準は、法に基づき市長が行う行政処分の基準や手続きを定めるものです。主な内容は次のとおりです。

(1) 違反行為ごとの処分基準の明示

「無登録営業」「無許可営業」「命令違反」「虚偽報告」「立入検査の拒否」など、法令違反の内容に応じた処分内容を別表で示しています。

(2) 処分の軽減措置

違反の程度や改善状況等を考慮し、相当の理由があると認められる場合は、一定の範囲内で処分を軽減できる規定を設けています。

(3) 行政手続の明確化

行政手続法に基づき、聴聞・弁明の機会の付与などの手続きについて、通知の時期等を明確にしています。

(4) 行政処分の公表・情報提供

処分を行った場合は、報道機関への情報提供、本市ホームページへの掲載、関係自治体・環境省への通知を行うなど、公表及び情報提供の取扱いを定めています。

3 その他

この改正案は、確定したものではありません。意見公募等の結果によって、修正又は見直しを行う場合があります。